

Ⅲ 風景づくりの取り組み

1. 飯山の良さを知り、風景づくりへの意識を高める

(1)「玄関先から仲間たちへ」の更なる推進

風景づくりを進めるには、住民が自ら風景の良さや魅力を認識し、愛着を持つことが大切です。飯山市は、「玄関先から仲間たちへ」をテーマに、いいやま景観賞、フラワーロード、景観シンポジウムなどの取り組みを行ってきました。これらを更に継続するとともに、子どもたちの風景への関心を高める取り組みをいっそう強化し、更なる展開を図ります。

いいね
いいやま
いいところ

風景づくりの仲間の輪を広めたい
そしてそんな声にこたえたい。
私も風景づくりの仲間になりたい。
一緒に取り組む仲間の輪を広めたい。
飯山市には、みなさんのそんな想いに応える制度があります。



いいやま景観賞

風景づくりの仲間たちをみんなでほめよう
景観の視点からすぐれた建物や取り組みなどを表彰します。あなたも風景づくりの仲間となっても高めあていきませんか。



フラワーロード

沿道の花いっぱい飾ってみよう
みんなで一緒に花の街道をつくりませんか。自分たちの手で育てた花たちが、道行く人の目をたのませてくれることでしょう。



「花と緑のふるさとづくり」の会

身近なところから花と緑を育てていこう
地域に道ばたや空き地を利用して花と緑を育てましょう。そこから始める魅力あるふるさとづくりに、あなたも参加してみませんか。



景観形成住民協定

景観のルールを地域みんなで考えよう
快適で住みやすいまちづくりの第一歩として、地域の景観をより良くする取り決めを、そのまちのみんなで結んでみてはいかがでしょうか。



景観シンポジウム

風景をみんなで語ろう
風景について、いろんな視点からとらえなおす絶好の機会です。お互いの持つ風景論を語り合ってみましょう。

飯山市ホームページより

(2)「風景づくりの仲間たち」の展開

飯山市の良好な風景づくりは、道沿いの花づくりやあぜ道の草刈りなどを日ごろから行っている人々（仲間たち）が支えています。飯山市はこれまで、風景を支えている仲間たちを紹介し、一緒に取り組む輪を広げてきました。この取り組みを継続し、更なる展開を図ります。

風景づくりの仲間たちの活動例



下高井農林高校
公共空間を生徒たちがデザインし、道行く人をも楽しませます。



市内小中学校
学校の環境美化の一環で行われている花づくりは、花フェスタにも出展されています。



瀬木区
民宿のおかみさんを中心に、風景づくりを通じて交流を深めています。



菜の花さかせるかい
おぼろ月夜の里を甦らせた瑞穂の有志たち。菜の花まつりは春の風物詩となっています。



小菅の里保護委員会
風通しの良い交流。それが歴史と文化の息づく日本のふるさとを支えています。



千曲川花の里山風景街道
国道117号の沿線地域が連携し、美しい風景づくりに取り組んでいます。



中央通り（北町・田町地区）
景観形成住民協定
道路拡幅を契機に城下町にふさわしいまちなみをつくっていきます。



四ツ屋区
育てたサクラを肴に酒を酌み交わす。ここには楽しいコミュニティが芽生えています。



愛宕寺町つろう会
古きよき伝統の宿る寺町。雁木通りには、いま、新たな息吹がふきこまれています。

2. 風景づくりのルールづくり

(1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の誘導

景観計画区域（全市域）の建築物や工作物等については、本計画に定める風景づくりの基準に沿った創造ができるように条例を制定し適正に運用します。条例の運用に際しては、必要な審議を行う「景観審議会」を設置します。

屋外広告物に関しては、当面、現行の「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」を本計画に位置付けて運用を図ります。今後は、その運用をより有効なものにするため、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく条例の制定を検討し、屋外広告物の有効な掲出のあり方や方法を掲げます。

(2) 風景づくりガイドラインの作成・周知

本計画に定める風景づくりの基準を、図や絵を用いてイメージ的に表現したものや、推奨する色彩、モデル的な意匠のデザインなどがあると、広く市民や事業者理解が得やすくなります。風景づくりを分かりやすく解説する「風景づくりガイドライン」を作成し、市民への周知や風景づくりの現場で活用を図ります。

(3) 専門家の育成・派遣制度の検討

より質の高い建築物等のデザインの創造や、住民協定を締結する際の合意形成を図るには、専門家によるアドバイスや支援が欠かせません。建築、造園、花づくりなど風景づくりに関係する専門家を「風景アドバイザー」として指定・育成し、風景づくりに取り組む地域などへ派遣する仕組みを検討します。

(4) 景観形成住民協定

風景づくりの活動を広げるためには、隣同士の住民をはじめ、同じ目的をもった仲間を増やしていくことが大切です。通りや地区単位で、建築物や工作物、緑化など風景づくりに関する自主的なルールを定め、みんなでそれを守り、取り組んでいく住民協定を推奨し、それぞれの地域の特性や個性に応じたまとまりのある風景づくりを進めます。

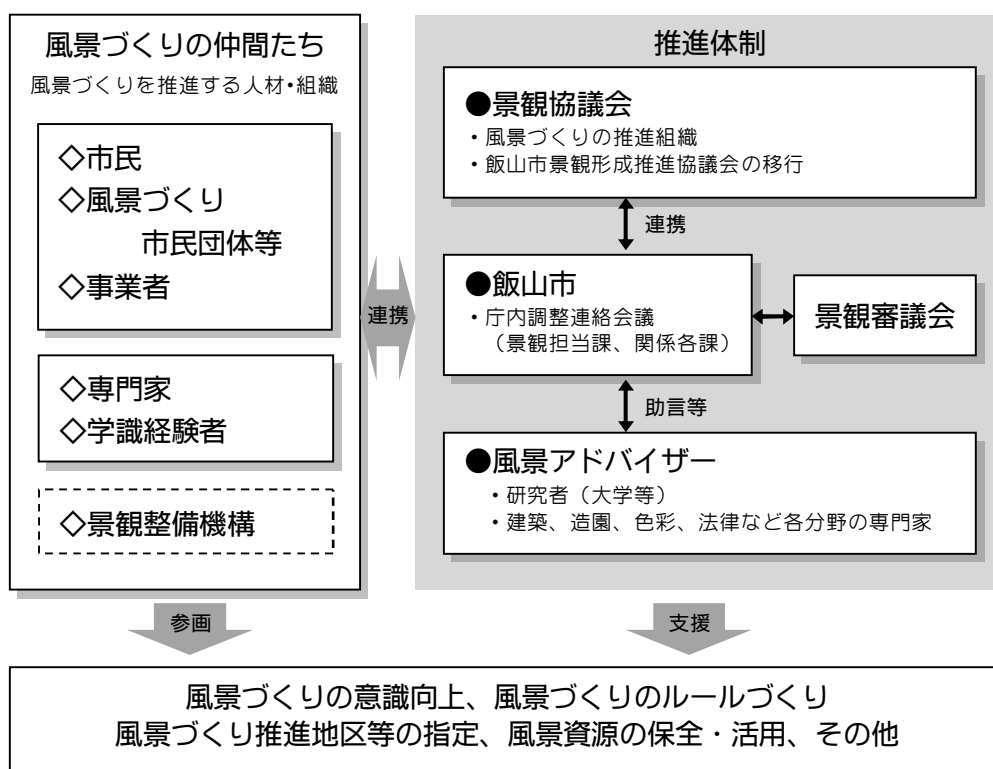
なお、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定に基づいた、長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定（現在、市内6団体）は、景観行政団体移行に際し、飯山市長の認定を受けた飯山市景観形成住民協定とします。

3. 風景づくりの推進体制

(1) 景観計画の推進体制

良好な風景づくりを推進するためには、本計画に基づき、市民、事業者、行政などが協働して取り組みができる体制をつくります。特に景観協議会等が推進体制の中心となり、積極的な風景づくりに取り組みます。

図－風景づくりの推進体制



(2) 景観計画に関わる組織体制の役割

ア 景観協議会（景観法第15条関係）

良好な風景づくりに向けて関係する様々な立場の組織が、特定の事項に関する協議・情報交換をする場として設置します。主に公共等施設の整備に関する事項や市内の風景づくりやそのルールづくり、市民の意識づくりなどに積極的に取り組みます。景観協議会は、現在の飯山市景観形成推進協議会を母体として移行を検討します。

イ 風景アドバイザー

建築、造園、花づくりなど風景づくりに関係する専門家を「風景アドバイザー」として指定・育成し、風景づくりに取り組む地区や団体などに対し必要に応じて派遣します。

また、届出を要する行為を審査する際に、建築、造園、色彩などに関して技術的な課題が生じた場合に、行政の相談に応じ、解決策の提案やその他アドバイスを行う役割を担います。

ウ 庁内調整連絡会議

行政施設、道路、公園などの公共施設は、地域の景観の特性を活かした先導的な整備が求められるとともに、世界に誇れる美しい農村風景を今後も保全し活用を図っていくために、景観行政を担当する所管部局と関係部局で組織する庁内調整連絡会議を設け、いっそうの連携や調整を図り風景づくりを推進します。

エ 景観審議会

景観計画の策定や変更など、市長が諮問する風景づくりに関する重要な事項の調査・審議を行います。また、景観計画の進行管理や具体的施策の提言も行います。

オ 風景づくり市民団体

飯山市には、「自分たちが住んでいる地域をより美しく、訪れる人たちには気持ちよく」という意識をもった多くの仲間たち（団体）が、花づくりなどで主要な道路や民有空間で、自主的な運営として風景づくりに貢献しています。その団体を風景づくり市民団体として認定し、活動意欲を高め、風景づくりに対する取り組みを進めます。

カ 景観整備機構（景観法第92条関係）

風景づくりに関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定し、景観に関する調査研究、市民や事業者への情報提供、技術者の派遣、景観重要建造物や樹木の管理などを行います。

4. 地域住民の風景づくり活動と行政の取り組み

地域における良好な風景づくりは、日ごろより住民自らが出来ることから地域や団体単位で取り組むことが大切です。取り組む内容によっては行政支援もあるので上手く活用することが肝心です。また行政は、地域住民の風景づくり活動のニーズを捉えて支援策を柔軟に運用又は新しい施策をつくっていく必要があります。

地域住民の活動例	行政の取り組み例
<ul style="list-style-type: none"> ●個人による自主的活動 ・家の周りや田畑の維持管理（草刈り、清掃） ・敷地周りの緑化（生垣、花づくり） ・周りの景観に合せた建築や広告物、設備機器の目隠し ・空き家、廃屋の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市空き家等の適正管理に関する条例 ・花修景活動地域支援補助金 ・飯山まち並修景整備モデル事業 ・元気づくり支援金等の県支援事業の活用 ・協議会及び住民協定設置に関する支援 ・風景づくり推進地区への支援（案） ・風景アドバイザーの派遣（案） ・風景づくり団体等への表彰（案） ・飯山市屋外広告物条例（案）
<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体による活動 ・ゴミゼロ運動、落書き撤去、地域清掃 ・伝統的な建造物（寺社、石造物等）の保全 ・街路樹の保全や沿道の緑化、花づくり ・商店街や歴史的地区のまち街並みづくり 	
<ul style="list-style-type: none"> ●自主的なルールづくり ・まちづくりの話し合い（協議会等） ・住民協定（景観形成住民協定）の検討及び締結 	